

別表第一号一(3)アの表注19中「第九条の二第七項」を「第九条の二第六項」に改める。

別表第二号第一中「陸上移動局（ＰＨＳの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び５GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。）、携帯局、第２条第１項第１号の４に規定する指令局、船舶局、船上通信局、気象援助局、50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局、同項第１号の15に規定する無線局、同項第６号、第６号の２若しくは第６号の３に規定する構内無線局、同項第10号の３、第11号の２、第11号の２の２、第11号の５、第11号の６から第11号の６の３まで、第11号の９、第11号の10から第11号の10の３まで、第11号の13、第11号の14、第11号の16、第11号の18、第11号の20、第11号の22、第11号の24、第11号の27、第11号の28、第15号、第19号の５、第19号の６若しくは第31号の２に規定する基地局、時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局若しくは直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第16号から第18号まで、第24号、第38号、第44号若しくは第45号に規定する固定局、同項第20号若しくは第20号の２に規定するデジタル指令局、ＰＨＳの基地局、ＰＨＳの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局若しくはＰＨＳの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第25号の４に規定する基地局若しくは携帯基地局、同項第27号に規定する特別業務の局、狭域通信システムの基地局、同項第19号の７、第19号の８、第41号若しくは第43号に規定する基地局若しくは陸上移動中継局、同項第49号若しくは第50号に規定する基地局若しくは直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第53号に規定する基地局若しくは時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第55号に規定する基地局若しくは時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局又は同項第61号に規定する基地局若しくは200MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う」を「第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の」に改め、同表第一注２(3)中「第２条第１項第49号、第51号、第53号又は第54号に掲げる無線設備の空中線電力の」を「無線設備の送信空中線の絶対利得に応じて空中線電力の許容値が規定されている場合であつて、当該」に、「場合にあつて」を「とき」に改め、同表第一注８(1)中「第11号の７」の次に「、第11号の８、第11号の８の２、第11号の19」を加え、「、第53号又は第54号」を「又は第52号の２から第54号の３まで」に改める。

別表第三号中「のため」を削る。

様式第一号中「第38条の２第１項」を「第38条の２の２第１項」に改める。

様式第６号中

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則	を	電波法	第６条第６項 第17条第６項 第25条第６項 第33条第６項

から

		電波法	第38条 第38条 第38条 第38条

の６第３項
の29において準用する同法第38条の６第３項
の31第４項において準用する同法第38条の６第３項
の31第６項において準用する同法第38条の６第３項」

に改める。

様式第７号注４の表中

第２条第１項第11号の２の２に掲げる無線設備	ＷＶ	を

から

第２条
第２条

第１項第11号の２の２に掲げる無線設備	ＷＶ
第１項第11号の２の３に掲げる無線設備	ＤＴ

に、

第２条第１項第11号の６の３に掲げる無

線設備	ＺＶ	を

から

第２条第１項第11号の６の３に掲げる無線設備	ＺＶ
第２条第１項第11号の６の４に掲げる無線設備	ＥＴ
第２条第１項第11号の６の５に掲げる無線設備	ＦＴ

に、

第２条

第１項第11号の10の３に掲げる無線設備	ＢＵ	を

から

第２条第１項第11号の10の３に掲げる無
第２条第１項第11号の10の４に掲げる無
第２条第１項第11号の10の５に掲げる無

線設備	ＢＵ
線設備	ＧＴ
線設備	ＨＴ

に、

第２条第１項第11号の20に掲げる無線設備	ＩＵ	を

から

第２条
第２条
第２条

第１項第11号の20に掲げる無線設備	ＩＵ
第１項第11号の20の２に掲げる無線設備	ＩＴ
第１項第11号の20の３に掲げる無線設備	ＪＴ

に、

第２条第１項第52号に掲げる無線設備

	ＪＶ	を

から

第２条第１項第52号に掲げる無線設備	ＪＶ
第２条第１項第52号の２に掲げる無線設備	ＫＴ
第２条第１項第52号の３に掲げる無線設備	ＬＴ

に、

第２条

第１項第54号に掲げる無線設備	ＬＶ	を

から

第２条第１項第54号に掲げる無線設備
第２条第１項第54号の２に掲げる無線設
第２条第１項第54号の３に掲げる無線設

	ＬＶ
備	ＭＴ
備	ＮＴ

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。